

和泉市の利用者を担当するケアマネージャーの方へ

総合事業が始まった際の 介護認定の更新手続きについて

平成27年度の介護保険制度改正により、和泉市では平成29年4月から「和泉市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」が始まります。つきましては、介護認定の更新手続きに関して、下記事項を踏まえ、認定更新手続きを行うか、総合事業対象者の手続きを行うかを利用者のご検討下さい。

事業対象者と要支援者の違い

	事業対象者	要支援1	要支援2
判定方法	基本チェックリスト	要介護（要支援）認定	要介護（要支援）認定
利用できるサービス	訪問型サービス 通所型サービス	訪問型サービス 通所型サービス 介護予防サービス （訪問看護、福祉用具貸与・・・など）	訪問型サービス 通所型サービス 介護予防サービス （訪問看護、福祉用具貸与・・・など）
認定有効期間	期限なし	3か月～24か月※	3か月～24か月※
区分支給限度額 （利用限度額）	5,003単位	5,003単位	10,473単位

※平成29年4月1日以降に認定有効期間開始日となる方の更新申請時の有効期間です。

（総合事業の開始に伴い、介護認定の更新申請時の有効期間は3～12か月⇒3～24か月【原則12か月】に変更となります。新規・区分変更申請の有効期間は変わりません。）

<事業対象者となるメリット>

- ・ 認定有効期限がないので、区分限度額やサービス内容を見直す必要がでるまで更新手続きが不要
- ・ 介護認定を経ずに判定を行い、直ちにサービスを利用できる。
- ・ 訪問型サービス、通所型サービスの現行相当サービスにおいて、「要支援2相当のサービス※」をケアマネジメントにより利用できる。

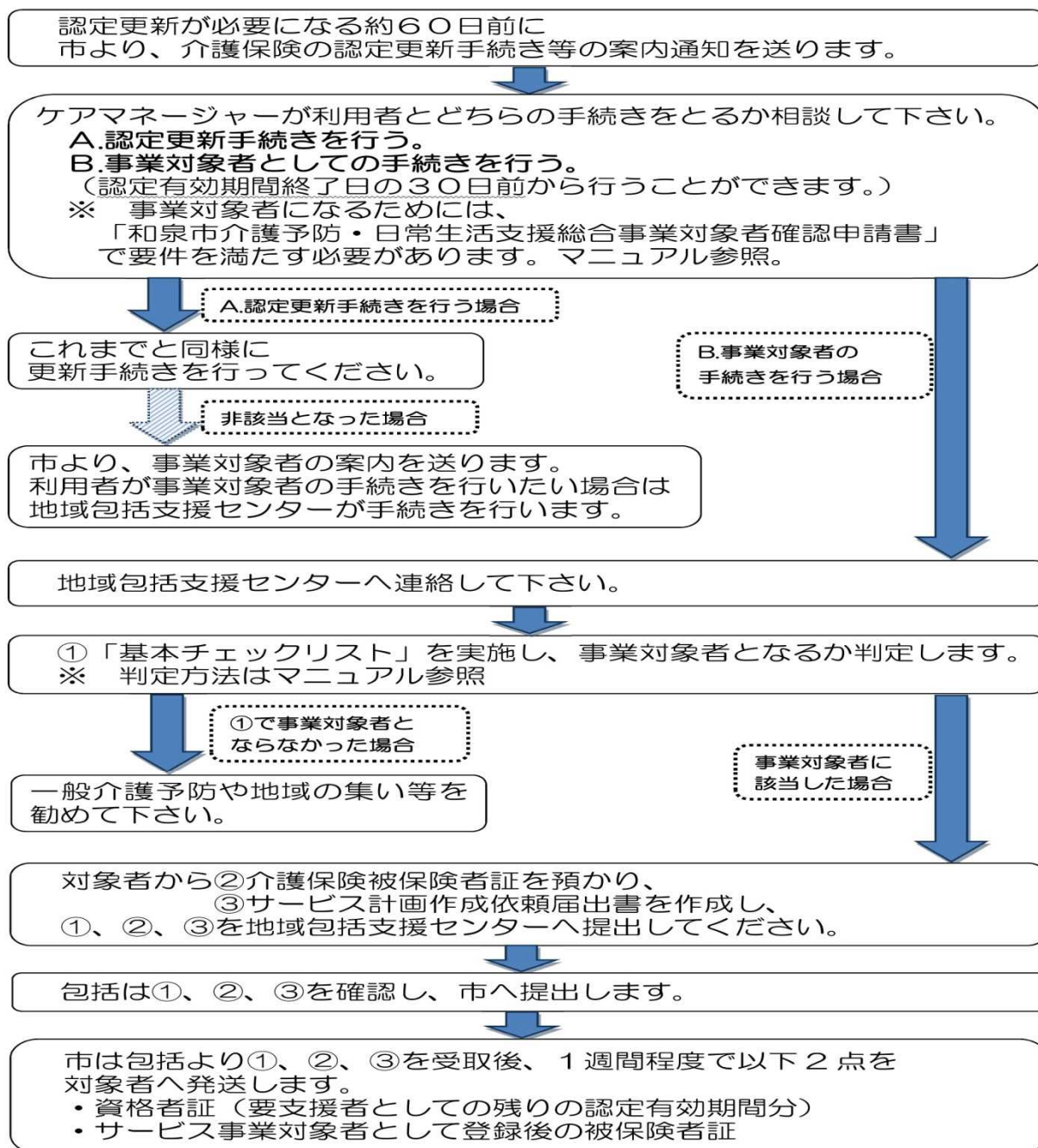
※ 要支援2相当のサービスとは、訪問型サービス：週2回を超える場合
通所型サービス：週2回程度 のことです。

※ ただし、利用する際は事前に地域包括支援センターへ相談して下さい。

<事業対象者となるデメリット>

- ・ 利用できるサービスが訪問型サービスと通所型サービスに限られる。予防給付のサービスが必要になれば再度申請する必要がある。
⇒ 通所リハビリテーション、訪問看護、福祉用具レンタル・購入や住宅改修などを想定している場合は要介護・要支援認定を申請して下さい。

更新の方の受付フローチャート



Q&A

Q1. 要支援から事業対象者へ変わった場合、初回加算を算定して良いか。

A1. 初回加算の算定はできません。事業対象者から要支援も同様に算定できません。

Q2. 要支援から事業対象者へ変わった場合、事業対象者としてのサービス利用有効開始日はいつになるか。

A2. 基本チェックリストにおいて、事業対象者と判定され、サービス計画作成依頼届出書に記載された計画作成開始日になります。